

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成30年度)

自治体 種類	合 計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	68	55	13	37	0	0	0	0	5	13
松 山 市	282	280	114	45	0	79	7	0	35	2
今 治 市	28	25	0	3	0	6	1	0	15	3
宇 和 島 市	18	17	10	1	0	2	0	0	4	1
八 幡 浜 市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1
新 居 浜 市	83	83	63	6	0	10	0	0	4	0
西 条 市	41	7	0	4	0	0	0	0	3	34
大 洲 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 予 市	29	15	11	3	0	1	0	0	0	14
四 国 中 央 市	72	64	38	6	0	10	0	0	10	8
西 予 市	13	13	8	2	0	0	0	0	3	0
東 温 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	568	505	244	70	0	109	8	0	74	63
上 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 万 高 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 前 町	50	22	14	0	0	6	0	0	2	28
砥 部 町	53	6	0	1	0	4	0	0	1	47
内 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	103	28	14	1	0	10	0	0	3	75
合 計	739	588	271	108	0	119	8	0	82	151

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	27	28	29
合 計	794	804	820
農 業	23	25	27
林 業	4	3	3
漁 業	4	3	7
鉱 業	2	3	5
建設業	88	97	88
製造業	85	83	75
電気・ガス・熱供給業・水道業	5	6	4
情報通信業	-	-	1
運輸業	9	8	10
卸売・小売業	19	23	16
金融・保険業	1	-	-
不動産業	2	7	5
飲食店、宿泊業	18	13	16
医療、福祉	7	3	4
教育、学習支援業	2	1	3
複合サービス事業	6	7	3
サービス業（他に分類されないもの）	44	41	40
公務（他に分類されないもの）	4	2	3
分類不能の産業	24	9	9
会社・事業所以外	447	470	501
個人	287	320	354
その他	54	50	42
不明	106	100	105

発生源	年 度		
	27	28	29
合 計	794	804	820
焼 却 施 設	21	13	14
産業用機械作動	51	56	34
産業排水	34	30	28
流出・漏洩	45	24	46
工事・建設作業	67	97	60
飲食店営業	16	9	10
カラオケ	5	3	4
移動発生源(自動車運行)	6	2	8
移動発生源(鉄道運行)	2	-	-
移動発生源(航空機運航)	1	-	1
廃棄物投棄	74	56	63
家庭生活(機器)	4	7	11
家庭生活(ペット)	26	65	57
家庭生活(その他)	28	40	29
焼 却 (野焼き)	211	206	256
自然系	53	69	68
そ の 他	106	84	100
不 明	44	43	31

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場	常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)			
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			